

子育て支援新計画（現行）	【今回】 新・子育て支援計画（仮称）	少子化対策基本計画（現行）
	<p>(1) <u>子育てに対する意識や行動変容の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにやさしい風土づくりの推進 ◆妊娠・出産・子育てにやさしい企業・経営者の意識の変容 ◆若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革 ◆地域における「子育て」気運の醸成 	
<p>(1) <u>出会い・結婚の土台づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆結婚・生活支援体制の構築 ◆結婚しやすい環境づくり 	<p>(2) <u>出会い・結婚の環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆結婚・生活支援体制の構築 ◆結婚しやすい環境づくり ◆若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革（再掲） 	<p>1-I 結婚の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 若い世代が結婚について考える意識や気運の醸成 (2) 結婚支援と連携した若者の地域への定着の促進 (3) 地域等における婚活支援活動の充実 (4) きょうと婚活応援センターの機能強化 (5) 結婚時における経済的支援の検討
<p>(2) <u>はじめての妊娠・出産に向けた土台づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠から子育てまでの包括支援 ◆母子保健医療提供体制の充実等 ◆不妊及び不育治療に対する支援 ◆結婚・妊娠等のライフデザインを考え、学ぶ機会を提供 	<p>(3) <u>妊娠・出産の環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠から子育てまでの包括支援 ◆母子保健医療提供体制の充実等 ◆不妊及び不育治療に対する支援 ◆妊娠及び出産の支援 	<p>1-II 妊娠及び出産の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期における相談体制等の強化 (2) 産前及び産後の支援 (3) 不妊治療及び不育症治療に対する支援 (4) 若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援 (5) 情報提供の一元化
<p>(3) <u>子育て環境の土台づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「場」の拡充・充実 ◆地域の子育て力を強化 ◆企業に対する啓発や支援 ◆子育て家庭の社会参加支援 ◆ライフステージに対応した住宅環境の整備 ◆命の尊厳を伝える教育や「子育て」機運の醸成 	<p>(4) <u>子育ての環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子育てを支援する「場」の拡充・充実 ◆地域の子育て力の強化 ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる雇用環境の創出 ◆結婚から子育て、子どもの成長に適した暮らし方ができる住宅づくりの推進 	<p>1-III 子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様々な就労状況に対応し就労が継続できる保育環境の整備 (2) 子育て親子に対する集える場や機会の確保 (3) 子どもの育ちを支える地域づくり <p>1-IV 総合的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村子育て世代包括支援センターに対する支援 (2) 結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援 (3) 結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備 (4) 子育て世帯等の経済的負担の軽減 (5) 多子世帯の経済的負担の軽減 (6) ひとり親家庭等への支援の充実 (7) 若者に対する就職支援
<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども・子育て支援新制度の円滑な導入 ○総合的な保育環境の整備 ○医療費助成の拡充 <p>(4) <u>2人目・3人目の出産に向けての土台づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多子世帯の経済的負担の軽減 	<p>(5) <u>保育・教育の環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実 ◆保育人材等の確保・質の向上 ◆幼児教育・保育の無償化の円滑な実施 ◆総合的な放課後児童対策の充実・拡充 ◆幼児教育の推進体制の拡充 ◆子育て世帯等の経済的支援 	<p>2-I 教育及び学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校等における子ども等の発育・発達等に応じた学習機会の提供 (2) ライフデザインを考える機会の創出 <p>2-II 雇用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランスに向けた雇用環境の整備 (2) マタニティハラスメント、パタニティハラスメントの防止や育児休業の取得の促進 (3) 結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援 <p>2-III 府民の気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 府民会議を設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開 (2) 結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起
<p>(5) <u>子どもが健やかに育つ社会環境の土台づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆こころとからだの健やかな成長促進 ◆子どもの安心・安全の確保 ◆障害のある子どもへの支援の充実 ◆ひとり親家庭等への支援の充実 ◆児童虐待の防止対策の取組推進 ◆社会による子どもの育つ場の保障 	<p>(6) <u>子どもが健やかに育つ社会環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆こころとからだの健やかな成長促進 ◆子どもの安心・安全の確保 ◆障害のある子どもへの支援の充実 ◆ひとり親家庭等への支援の充実 <p>(7) <u>社会的養護が必要な子どもへの支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「府子育て支援審議会社会的養護部会」の議論を踏まえて作成 	<p>(注釈)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策 2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の環境や府民の機運の醸成に関する施策